

動画で 解説します！

新しい解説動画
公開しました！

New!!

New!!

5分で解説！そのまま使える！

改正育児・介護休業法

令和7年10月施行対応版

▶柔軟な働き方を実現するための措置
▶個別周知・意向確認・意向聴取・配慮

—簡易版規定例とTODOリストのご紹介—

5分で解説！そのまま使える！

改正次世代育成支援対策推進法

行動計画かんたんガイド

令和7年4月1日施行対応版

—行動計画策定例のご紹介—

1回10分！
テーマ別！

ご案内

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法
のポイント
～テーマ別動画内容のご案内～

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

育児編

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 育児関係編～
テーマ別動画①

介護編

改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 介護関係編～
テーマ別動画②

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

次世代法編

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法のポイント
～次世代法編～テーマ別動画③

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

柔軟な働き方編

改正育児・介護休業法の
ポイント
～令和7年10月1日施行
柔軟な働き方編～
テーマ別動画④

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

動画はこちらから

〈配信内容〉

1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～
6. 令和7年10月1日施行対応版 **New!!**
7. 行動計画かんたんガイド **New!!**



この他にも随時情報を掲載します。
ぜひご覧ください！

チャンネル登録をお願いします！

改正育児・介護休業法のポイント

★令和7年10月1日から施行されます★

○柔軟な働き方を実現するための措置等

(1)柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対し、事業主は①～⑤のうち2つ以上の措置を講ずる必要があります。

- ①始業時刻等の変更②テレワーク等の導入（10日以上/月）③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）⑤短時間勤務制度

(2)柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、事業主は子が3歳になるまでの適切な時期に、(1)で選択した制度（対象措置）に関して、周知と制度利用の意向の確認を個別に行う必要があります。

○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取

事業主は、従業員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、従業員の子が3歳になるまでの適切な時期に意向聴取を行う必要があります。

(2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、意向聴取した従業員の就業条件を定めるに当たっては、個別聴取した従業員の意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

★令和7年4月1日から施行されています★

○子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和

<子の看護休暇>

- ・対象となる子の範囲の拡大：小学校第3学年修了まで
- ・取得事由の拡大：感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式
- ・労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃
- ・名称変更：子の看護等休暇

<介護休暇>

- ・労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃

○育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

小学校就学前の子を養育する労働者へ拡大

○育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加

テレワーク等の措置を追加

○育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化

○育児休業等取得状況の公表義務適用拡大

常時雇用する労働者数300人超の事業主へ拡大

○介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認等の措置

事業主は(1)～(3)の措置を講ずる必要があります。

- (1)介護休業、介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備
- (2)介護離職防止のための個別周知・意向確認
- (3)介護に直面する前の早い段階での情報提供

令和7年度両立支援等助成金のご案内

両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（052-857-0313）へお問い合わせください。